

第1号議案

車両に表示される広告物に係る許可基準等の改正について

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

令和5（2023）年8月9日

栃木県景観審議会会長

栃木県景観審議会会長 様

栃木県知事 福田 富一

車両に表示される広告物に係る許可基準等の改正について

栃木県屋外広告物条例第30条の2の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を聴く事項

車両に表示される広告物に係る許可基準（栃木県屋外広告物条例施行規則別表第1）及び適用除外の基準（栃木県屋外広告物条例施行規則別表第3）を、次のように改正すること。

許可基準（改正後）

鉄道車両 及び軌道車両	位置	左右側面部及び前後部
	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、 素材、位置、装置等でないこと。

適用除外の基準（改正後）

位置	1 車両（鉄道車両及び軌道車両を除く。）に表示される広告物（条例第8条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第4条第2項第2号の2の公共的団体が公共的目的をもって車両に表示するものに限る。）及び鉄道車両又は軌道車両に表示される広告物にあつては、左右側面部及び前後部 2 上記以外の広告物にあつては、左右側面部及び後部
表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

2 理由

令和5(2023)年8月26日に芳賀・宇都宮LRTが開業することから、軌道車両(LRT車両)についても鉄道車両や路線バス等と同様に広告物を表示することができるよう基準の見直しを行うもの。